

保健所の濃厚接触者調査縮小への本学の対応(学生・生徒等)
(令和4年7月26日現在)

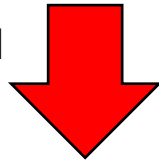
新型コロナウイルス感染症の急拡大に伴う保健所業務の逼迫を受け、各地の保健所では濃厚接触者の特定等の規模を縮小している。

濃厚接触の疑いがある学生・生徒等の対応は、以下のとおり定める。

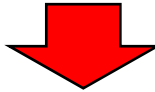
同居する家族や日常的に接触している友人等が新型コロナウイルス感染症と診断された(以下「陽性者」という)場合、以下の手順に従ってください。

同居する家族や日常的に接触している友人等が陽性者となり、保健所から濃厚接触者の連絡があったか？

【連絡なし】



【連絡あり】

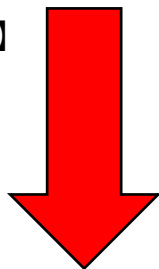


保健所の指示に従う

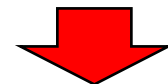
自身が「要観察対象者」(濃厚接触の疑いあり)に該当するか以下の判断基準に従って確認する。要観察対象者とは陽性者の発症日より2日前以降から療養終了日までの「感染可能期間」に接触した者のうち、以下に該当する者をいう。

- ① 陽性者と同居、あるいは長時間の接触があった者
- ② 陽性者の鼻水・唾液等の体液に直接接触した可能性が高い者
- ③ 陽性者と1m以内の距離でマスク等感染予防をせずに15分以上接触があった者

【該当あり】



【該当なし】



濃厚接触の該当はないが、引き続き、健康状況に留意をし、体調に異変を感じたら医療機関等を受診すること。

所属する部科校等の学生課又は保健室に報告をし、出校停止期間の確認をする。

要観察対象者は、感染の主流となっているオミクロン株の特徴を踏まえ、接触日から**5日間**は不要不急の外出は自粛し、健康観察を行うこと。PCR検査、抗原検査を積極的に受診すること。

※ PCR検査等の受診により、結果が陰性であっても、陽性者と接触後、**5日間**は不要不急の外出は控えること。

※ 待機期間「7日間」→「5日間」とする。